

“令和5年7月7日からの大雨による災害により被災された皆様へ”

窓口一部負担金免除・健康保険証再交付の取扱いに関するお知らせ

このたびの令和5年7月7日からの大雨に伴う災害により被災された被保険者および被扶養者の皆さまにおかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

災害救助法の適用地域(島根県/佐賀県/大分県/福岡県の一部地域)に住所を有する被保険者・被扶養者で、次の1～3のいずれかに該当された方につきましては、厚生労働省の関連通知に基づき、ご案内申し上げます。

1. 住家の全半壊(全半焼)、床上浸水またはこれに準ずる被災
2. 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った状態
3. 主たる生計維持者の行方が不明

一部負担金が免除になります

下記の手続きをしていただくと「免除証明書」を交付いたします。発行された証明書は保険医療機関で診療を受ける際、保険証に添えて提出することにより窓口で支払う一部負担金等が免除されます。(受診時の支払いはありません)
一部負担金等免除対象者に該当する方は交付申請を行なってください。

なお、次の給付は免除対象外です。

!入院時の食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額(保険外併用療養費及び家族療養費に係わる食事療養及び生活療養に係わるものを含む)

!柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師・はり師、きゅう師による施術その他の療養

免除証明書交付に必要な書類

- 1 住家が全半壊(全半焼)した、床上浸水またはこれに準ずる被災した場合
 - ・罹災証明書の写し
 - ・被災証明書の写し
 - ・一時使用住宅入居契約書の写し
- 2 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
 - ① 罹災証明書の写し、被災証明書の写し
 - ② ①にその旨の記載がない場合は、死亡診断書の写し
 - ③ ②のみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書の写し
 - ④ 警察の発行する死体検案書の写し
 - ⑤ 埋葬許可証の写し
 - ⑥ 罹災により一か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し

※主たる生計維持者との関係が不明である場合

ア 世帯全体の住民票の写し又は被保険者証の写し

イ 生計維持関係が判別できる所得証明書の写し

3 主たる生計維持者の行方が不明である場合

・警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの

手続き

下記申請書に必要な事項を記入し、添付書類を添えて健康保険組合へ提出してください。

[健康保険一部負担金等免除申請書](#)

保険証が手元にない場合でも、医療機関等で受診できます

今回の被災により被保険者証等を紛失した場合等でも、医療機関等の窓口で次の事項を申し出れば、受診できます。

・氏名、生年月日

・会社名(任意継続被保険者の場合は、その旨を申し出てください。)

・健康保険組合名:サザビーリーグ健康保険組合

問合せ先

サザビーリーグ健康保険組合 TEL:03-5412-1827